

# 役員候補選出委員会開催規程

制定 2013年8月24日

改訂 2016年2月16日

## （目的）

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県スキー連盟（以下 SAK という。）役員の選任にあたり、各加盟団体の利害を超越し真に組織人として SAK の目的達成のために貢献する人物を、役員候補者（以下候補者という）として選出することを目的に、運営規則第2条により定める。

## （候補者の資格）

第2条 SAK 役員の候補者は公正、公平をもって、真に SAK の運営、発展に尽力する意志を持つ者で、かつ、役員選任規程に定める資格を有する者とする。

2 理事会又は役員候補選出委員会（以下委員会という）が認めた者については、役員選任規程第2条1）～5）に該当しなくても候補者となることができる。

## （立候補の仕方）

第3条 前条の条件を満たしている者であれば誰でも立候補できる。

2 候補者は所属団体、加盟団体、ブロック内の承認を必要とする。ただし、理事会推薦理事はブロック承認は必要ないものとする。

3 立候補する者は、別紙一3の「役員立候補届及び立候補の抱負」（以下立候補届という。）に漏れなく記載し、所定の手続きを経て締め切りまでに委員会へ提出する。

4 理事会推薦理事は、立候補届出（別紙一3）へ記入し、専務理事へ提出する。

5 抱負については、必ず記入を要するものとする。

## （役員候補選出委員会）

第4条 役員候補選出委員会（以下委員会という。）は、非公開とする。

2 委員会は、余裕をもって開催出来る日時、時間を定める。

3 委員会論議経過は、書記作成の議事録をもってそれに当てる。

4 記録媒体による会議経過記録は、参考までに保存する。

5 委員会は、定員超えの役職については必要に応じ、候補者から抱負等を聞くことが出来る。

6 上記5項の方法は、委員会で定める。

## （招集）

第5条 委員会は、定期改選時はその年の2月中に第1回を招集する。

2 期間中の役員交代に伴う役員選出は、その都度理事会からの諮問に応ずる。

- 3 委員会に出席する委員の旅費は、SAKの旅費規程に準じて支給する。
- 4 第1回目の委員会は、会長が招集し2回目以降は委員長が行う。

(会議の構成)

第6条 委員会は、役員候補選出委員選出規程で選出された委員で構成する。

- 2 会議の円滑な運営のため、事務局(理事及び事務局員)を置く。ただし、構成員とはならない。

(委員長、副委員長、書記)

第7条 この委員会には、委員長1名、副委員長2名以内、書記1名を置き互選で選出する。

- 2 任期は選出委員会の任期と同じくする。
- 3 委員の任期中の交代は可とし、その任期は残任期間とする。
- 4 委員長は別紙一1の手順書に従い会議を進め、会議の議長を掌る。
- 5 役員候補選出後は、結論と答申内容を確認し可及的速やかに理事会へ答申する。その場合別紙一2の役員選考結果報告書で答申しなければならない。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在時は議長を掌る。
- 7 書記は、議事録を作成し可及的速やかに委員に配布する。この場合はメールも可とする。

(成立)

第8条 委員会は、委員数の過半数の出席が無ければ、開催することが出来ない。

- 2 委任は、理事会、評議員会に準じて認めないものとする。

(議決)

第9条 委員会の決議は、話し合いを基本とし、必要ある場合は、委員会に諮り票決とする。その方法は全員無記名投票とする。

- 2 委員長、副委員長、書記も投票権を有するものとする。
- 3 投票用紙等は、事前に事務局で用意する。
- 4 全員無記名投票の実施方法は、別紙一2の作業手順で定める。

(役職別の選出)

第10条 選出する役職は、会長(1名)、副会長(3名)、専務理事(1名)、総括常務理事(1名)、常務理事(本部長)(3名)、理事(5名)、監事(2名)の順とする。ただし、理事候補は各ブロックから均等に選出する。

- 2 委員会は、総括常務理事1名、総務本部長1名、教育本部長1名、競技本部長1名を選出しなければならない。なおその場合は運営規則第7条により常務理事となる。
- 3 理事選出は、第3希望(総務、教育、競技)まで記入するものとする。その重複は出来ないものとする。

4 定数の役職の選出は、信任投票とする。

(議事録、答申書)

- 第11条 議事録は、書記がそれを担当し会議終了後に委員長は内容を確認し委員会の了承を得なければならない。
- 2 議事録の参考にするため、記録媒体での記録も認める。
  - 3 この議事録は、公開してはならない。
  - 4 委員長は、第7条5項に基づき速やかに答申書を作成し、答申しなければならない。
  - 5 選出委員会は、役員候補選出に関して要望（改善点、反省点、注意点等）の必要があれば委員長がそれをまとめ、委員会に確認後、後日専務理事へ提出が出来るものとする。

(票決)

- 第12条 票決の方法は次のとおりとする。
- (1) 票決の方法は、定数連記制とする。
  - (2) 定数超えの候補がある場合は、定数まで記入する。例：3名の定数の場合は3名まで○をする。3名以内は有効とし、超えた場合はすべて無効とする。
  - (3) 投票用紙は、立候補者名の記入された用紙を用いて「○」を記すものとする。
  - (4) 定数立候補者の場合は、委員会に諮り、信任投票を行わなければならない。
  - (5) 有効投票数は、出席委員数とし、その3分の1で決する。
  - (6) 定数に満たない立候補者が出た場合は、委員会での協議とする。
  - (7) 票決の結果、信任されなかった立候補者は、理事会推薦理事に推薦できないものとする。
  - (8) 票決作業は、委員長指名の委員が行う。
  - (9) 票決後の投票用紙は、その場で裁断破棄する。

(規程の改廃)

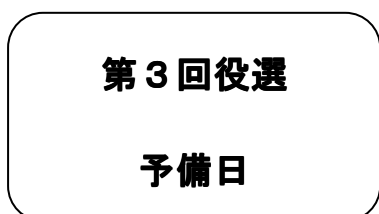
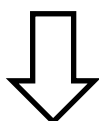
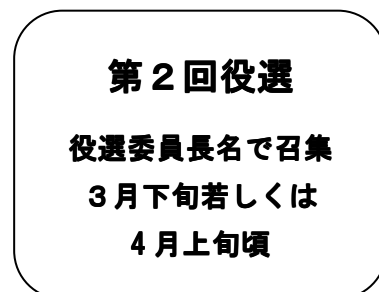
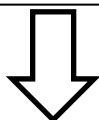
第13条 この規程の改廃は評議員会の決議による。

附則

- 1 この規程は平成28年2月16日から施行する。

## 役員候補選出委員会

## 主たる作業



- 委員長1名、副委員長2名以内、書記1名選出する。
  - SAK現状報告（副会長）。
  - 答申内容及び選出方法の説明（専務理事）
  - 定款、運営規則、規程、申し合わせ事項等確認。
  - 委員の連絡先（電話、メール等）交通費の確認。
  - SAK役員は議長が選出されたら退席する。
  - 事務局は別室で質問等への対応のため待機する。
- ～ 決定する事項 ～
- ① 立候補届の確認と審査（別紙—3）。
  - ② 受付締切日、書類審査日の設定。
  - ③ 推薦書の配布（電子配信も可）
- 委員長は書類審査結果を報告し、了解後直ちに選出にはいる。
  - 対立候補が出て、その場で話し合いがつかない場合は暫時休憩をとり、ブロック間の話し合いを行う。
  - 結果を踏まえて票決の判断をしたならば、ルール（申し合わせ事項）に基づき、厳正に行う。
  - その事務作業は委員長より指名されたものを行なう。
  - 定数の候補者も信任投票を行う（下記用紙参照）
  - 定数超えの役職の投票は定数連記制とする（下記用紙参照）
  - 投票結果は直ちに公表し、委員全員で確認する。
  - 投票の順序は、監事、ブロック推薦理事、常務理事、総括常務、専務理事、副会長、会長とし、信任投票は一括投票も可とする。
  - この申し合わせ事項及び作業手順書の疑義説明は委員会でを行う。

例：信任投票用紙

理事候補者名 神奈川 太郎	
いずれかに○を	
信任する	
信任しない	

例：定員超え用紙

副会長（定員3名） 3名まで○を	
×○ 一郎	
○× 二郎	
▲○ 三郎	
○▲ 四郎	

注意点

--

## 役員候補選出結果答申書

平成 年 月 日

下記の通り選出結果を報告いたします

		氏 名	加盟団体	備 考
1	会 長			
2	副 会 長			
3	副 会 長			
4	副 会 長			
5	専 務 理 事			
6	総括常務理事			
7	総務本部長			
8	教育本部長			
9	競技本部長			
10	理 事			
11	理 事			
12	理 事			
13	理 事			
14	理 事			
15	監 事			
16	監 事			
備考				

## 役員立候補届け及び立候補の抱負

<small>フリガナ</small> 立候補者氏名		<small>ブロック名</small> 協会名	
住 所	〒		
固定電話		所属団体所属5年以上	年
携帯電話		加盟団体役員経歴(役職名)	
SAJ資格		SAJ会員継続5年以上	年
会員番号			

立候補役職 (立候補する役職へ〇)	1、会 長	1名	2、副会長	3名
	3、専務理事	1名	4、総括常務理事	1名
	5、総務本部長	1名	6、教育本部長	1名
	7、競技本部長	1名	8、理 事	5名
	9、監 事	2名		

役員立候補への抱負

加盟団体責任者	印
所属団体責任者	印
立候補者受諾確認	印